【規程番号　行法Ⅶ－001】

行吉学園慶弔・見舞金規程

（目　的）

第１条　この規程は，行吉学園教職員の慶弔及び見舞いに関する事項について定める。

（適用の範囲）

第２条　この規程の適用範囲は、専任の教職員（以下「教職員」という。）とする。ただし、弔慰事項については、非常勤教職員及び退職した教職員を含むものとする。

（慶弔金及び見舞金の種類）

第３条　慶弔金及び見舞金の種類は、次のとおりとする。

（1）結婚祝金

（2）出産祝金

（3）受賞祝金

（4）弔慰金

（5）傷病見舞金

（6）災害見舞金

（7）その他理事長が必要と認めた慶弔・見舞金

（結婚祝金）

第４条　教職員が結婚したときは，別表第１に規定する結婚祝金を贈る。

２　前項に係わる結婚の相手方が本学園の教職員のときは、双方に結婚祝金を贈る。

３　教職員が退職後６か月以内に結婚するために退職する場合は、結婚祝金を贈る。

（出産祝金）

第５条　教職員に子女が生まれたときは、別表第１に規定する出産祝金を贈る。ただし、死産又は出産の日から１週間以内に死亡したときは、これを贈らない。

２　前項に係わる子女を共通にする教職員がある場合は、それらの教職員のうちいずれか１名に対して出産祝金を贈る。

（受賞祝金）

第６条　教職員が、国から叙勲、褒章等を受けたとき及び地方公共団体などの団体から表彰を受けたときは、別表第１に規定する受賞祝金を贈る。

（弔慰金）

第７条　教職員、非常勤教職員及び退職した教職員が死亡したときは、別表第２に規定する弔慰金を贈る。

２　前項に係わる事実を共通にする教職員がある場合は、それらの教職員のうちいずれか１名に対して弔慰金を贈る。

（傷病見舞金）

第８条　教職員が傷病等のため欠勤したときは、別表第３に規定する傷病見舞金を贈る。

（災害見舞金）

第９条　教職員が現に居住する家屋又は家財が、天災その他の災害により損失を被ったときは、別表第３に規定する災害見舞金を贈る。

２　前項に係わる家屋又は家財を共通にする教職員がある場合は、それらの教職員のいずれか１名に対して災害見舞金を贈る。

（弔慰事項の基準）

第10条　教職員、非常勤教職員及び退職した教職員が死亡したときの弔慰事項は、別表第２のとおりとする。

（手　続）

第11条　慶弔金及び見舞金を受けようとするときは、原則として、その事実発生のときから１か月以内に、必要に応じそのことを証明する書類を添付して、理事長あて所属長に届出なければならない。

（役員等への準用）

第12条　この規程は、学校法人行吉学園の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）並びに退任した役員等の慶弔及び見舞に関する事項について準用する。

２　役員等に対する慶弔及び見舞金は、別表第１、別表第２及び別表第３の最高位の金額を限度として、理事長が決定する。

（委　任）

第13条　この規程に定めるもののほか、諸般の事情により慶弔及び見舞を行う必要がある場合については、その都度、理事長が決定する。

（規程の変更）

第14条　この規程は、理事長が理事会の議を経て変更することができる。

附　則

この規程は、平成９年４月１日から施行する。

別表第１（第４条、第５条、第６条関係）

	区　　分		金　額
祝金	結　婚　祝　金		30,000 円
	出　産　祝　金		10,000 円
	受賞祝金	国より の受賞	100,000 円
		国以外よりの受賞	50,000 円

別表第２（第７条、第 10 条関係）

区　　分			弔慰金	供花又は榊	葬儀に係る教職員の派遣	弔電による弔慰	祭祀その他
専任の教職員	本人	勤続５年未満	50,000 円	１対	所属部署関係者	理事長，所属大学長及び所管の長	
		勤続５年以上	80,000 円				忌明けと１周忌に供物
		勤続 10 年以上	100,000 円				
	配偶者	勤続 10 年未満	30,000 円	１対	所属部署関係者	理事長及び所属大学長	
		勤続 10 年以上	50,000 円				
	父母及び子女		30,000 円	１対			
	扶養親族及び配偶者父母		10,000 円	―		学校法人行吉学園	
非常勤教職員（本人）			30,000 円	１対		学校法人行吉学園	
退職者	名誉教授 部（科）局長		50,000 円	１対	元所属関係者	理事長及び所属大学長	
	専任教職員		30,000 円	１対		学校法人行吉学園	

（注）　１　上表に係わる区分の事項が２以上にわたる場合の取扱いについては上位の基準を適用する。

２　葬儀に係る教職員の派遣とは、会葬のための派遣と葬儀手伝いの派遣をいう。

(1) 会葬（原則としての本葬）のために、学園から３名以内を派遣することができる。

(2) 遺族から、葬儀手伝いの要請があるときは、これに応じ、原則として所属部署の教職員の中から係員を派遣する。

３　上表退職者欄の専任教職員とは、定年退職者及び勤続 10 年以上の退職者をいう。

別表第３（第８条、第９条関係）

<table>
<tr><td rowspan="3">傷病見舞金</td><td>基　　準</td><td colspan="2">金　　額</td></tr>
<tr><td>業務上の事由又は通勤途上における傷病等により引続き、７日以上欠勤したとき</td><td colspan="2">20,000 円</td></tr>
<tr><td>上記以外の傷病等により引続き１か月以上欠勤したとき</td><td colspan="2">10,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">災害見舞金</td><td>基　　準</td><td>世帯主又は
生計の主担者</td><td>左記以外の者</td></tr>
<tr><td>居住する家屋等が焼失若しくは滅失したとき、又は建て直す以外に居住できないとき</td><td>基本給の１か月分
（単位:万円）</td><td>基本給の0.5か月分
（単位:万円）</td></tr>
<tr><td>居住する家屋等が損壊し、補修、改修等を行わなければ日常生活に甚大な支障をきたすとき</td><td>基本給の0.5か月分
（単位:万円）</td><td>基本給の0.25か月分
（単位:万円）</td></tr>
</table>

【規程番号　行法Ⅶ－002】

行吉学園役員・教職員の子女の授業料等免除規程

（目　的）

第１条　「行吉学園奨学規程」の廃止に伴い、学校法人行吉学園の役員・教職員の子女（姉妹を含む。以下同じ。）が本学校法人の設置する学校へ入学した場合について、授業料等を免除することを目的としてこの規程を設ける。

（免除する授業料等）

第２条　免除する授業料等とは、保育料、授業料及び教育・施設充実費とし、その半額を免除する。

（免除対象者）

第３条　本学園の常勤役員及び在籍５年以上の専任教職員の同一家族の子女の在学生について、この規程を適用する。

２　授業料等の免除期間は、所定の修業年限に限る。

（免除手続）

第４条　授業料等の免除を受けようとする者は、授業料等免除願書を所属の大学長に提出しなければならない。

２　所属の大学長は、前項の願書を受理した場合は、速やかに授業料等の免除を決定のうえ、前項の願書を総務企画部に提出しなければならない。

（免除の中止）

第５条　授業料等免除の資格要件を失った者は、授業料等の免除を中止する。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 10 年４月１日から施行する。ただし、平成 10 年３月 31 日現在在学中の学生にあっては、なお従前の例による。

附　則

この規程は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。

（様式１）

理事（事務統括管理者）	総務企画部長	財務企画部長	学　　長	所　属　長

年　　月　　日

○○○○○○　大　学
学　長　　様

教職員：住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（学生との続柄：＿＿＿＿＿＿）
学　生：＿＿＿学部＿＿＿学科＿＿＿年
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

行吉学園授業料等免除願

行吉学園役員・教職員子女の授業料等免除規程により、授業料等の半額を免除する措置をお願いいたします。

（様式２）

年　　月　　日

○○○○○○　大　学
様

○○○○○○　大　学
学　長　　印

行吉学園授業料等免除について（通知）

さきに願のありました標記のことについて、行吉学園役員・教職員子女の授業料等免除規程により、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

年度
・保　育　料　（　　円）半額免除
・授　業　料　（　　円）半額免除
・教育・施設充実費（　　円）半額免除